

始良市農業委員会総会議事録（３月）

1. 開催日時 平成30年3月30日（金） 午後1時30分～3時50分
2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室

農業委員 出席委員（18人）

1 番	松元 信道	11 番	内村 洋昭
2 番	森 洋一	12 番	西 泰行
3 番	岩元 律子	13 番	堂前 澄男
4 番	野元 幸雄	14 番	今村 逸子
5 番	夏田 恒	15 番	内飩 達也
6 番	今西 馨	16 番	松尾 博好
7 番	本村 正一	17 番	瀬尾 幹男
8 番	坂元 廣幸	18 番	市蘭 由美子
9 番	小長野 誠	19 番	米迫 慎二
10 番	川島 兼次		

欠席委員 16番委員

農地利用最適化推進委員 出席委員（12人）

1 番	池端 隆志	7 番	白尾 親昭
2 番	新屋敷 幸一	8 番	牧野田 隆平
3 番	中村 政芳	9 番	大重 孝司
4 番	柳迫 勝美	10 番	上福元 克己
5 番	犬童 博子	11 番	松元 健一
6 番	宇都 和義	12 番	湯脇 博信

欠席委員 なし

3. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第 1 号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について
4. 議案第 2 号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
5. 議案第 3 号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
6. 議案第 4 号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
7. 議案第 5 号 農地の利用目的変更願について
8. 議案第 6 号 非農地証明願について
9. 議案第 7 号 農地あっせん申出（売渡希望）について

- 10. 議案第 8 号 農地あっせん申出（借受希望）について
- 11. 議案第 9 号 農地法第3条に係る下限面積の設定について
- 12. 農地あっせんの経過報告
- 13. 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告
- 14. その他

4. 農業委員会事務局職員

事務局長
振興係長
振興係主査
農地係長
農地係参事補
農地係主任主査
加治木農林水産係長
始良農林水産係長

	始良市農業委員会総会議事録（平成30年3月） （大会議室に全員着席）
事務局長	姿勢を正してください。 一同礼。 〔1. 総会の通告〕
議 長	ただいまから、平成29年度第12回始良市農業委員会総会を開会いたします。 ただいまの出席農業委員は19名中、18名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
	_____ 会務報告 _____
議 長	それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。
事務局	資料により説明
	_____ 議事録署名委員の指名 _____
議 長	議事日程に入ります。 それでは、日程第1、議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
委 員	『異議なし』
議 長	それでは、7番委員、8番委員にお願いいたします。
	_____ 会議書記の指名 _____
議 長	つぎに、日程第2、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の〇〇係長と〇〇係長を指名いたします。 これからの議案の審議では、農業委員会法第31条の規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができなくなっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いします。関係議案、終了後に入室・着席していただきます。 なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把

議 長	握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出ていただき退席等よろしくお願いいたします。
事務局	_____ 議案第 1 号 _____ それでは、日程第 3、議案第 1 号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について議題に供します。 1 番から 1 6 2 番について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第 1 号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてご説明いたします。総会資料は、1 ページでございます。こちらは、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地の利用権の設定です。農業委員会にて審査決定後、市長がこれを公告することにより、利用権の効力が発生いたします。 公告日は 3 月 3 1 日、契約の始期は 4 月 1 日をそれぞれ予定いたしております。 契約年数につきましては、1 年間で 5 件、2 年間で 6 件、3 年間で 5 4 件、5 年間で 8 0 件、1 0 年間で 1 7 件で、合計 1 6 2 件となっております。面積につきましては、合計 2 9 3, 0 3 1 m²となっております。農用地利用集積計画（貸借）の内容につきましては、総会資料の 2 ページから 3 0 ページにございますので、ご確認いただきたいと思います。2 5 ページの 1 3 9 番の賃借の金額欄ですが、1 0 a ではなく総額でございますので、訂正方お願いします。 なお、総会資料の 2 8 ページ 1 5 2 番が 1 5 番委員、1 5 3 番が 1 7 番委員、1 5 4 番から 1 5 6 番までが 1 4 番委員、1 5 7 番が 1 2 番委員、1 5 8 番が 4 番委員、1 5 9 番から 1 6 2 番までが 1 9 番委員の関連する議案となっております。こちらにつきましては、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定、議事参与の制限に基づき、議案の採決に参加できませんので、よろしくお願いいたします。 以上、第 1 号議案の説明を終わります。
議 長	それでは、1 番から 1 5 1 番までについて質疑に入ります。 ただいまの事務局からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	[質問、意見なし]
議 長	それではお諮りいたします。 議案第 1 号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての 1 番から 1 5 1 番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	[賛成多数]

議 長	賛成多数により、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての1番から151番までについては、原案のとおり決定いたしました。
	なお、議案第1号152番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件ごとに質疑し、採決いたします。
	152番の関係者、15番委員の退席をお願いします。
委 員	（15番委員退席）
議 長	それでは、152番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それではお諮りいたします。議案第1号152番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、152番については原案のとおり決定いたしました。
	15番委員は着席してください。
委 員	（15番委員着席）
議 長	次に、153番の関係者、17番委員の退席をお願いします。
委 員	（17番委員退席）
議 長	それでは、153番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それではお諮りいたします。議案第1号153番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、153番については原案のとおり決定いたしました。
	17番委員は着席してください。

議 長	委 員	(1 7 番委員着席)
		次に、1 5 4 番から1 5 6 番の関係者、1 4 番委員の退席をお願いします。
議 長	委 員	(1 4 番委員退席)
		それでは、1 5 4 番から1 5 6 番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
議 長	委 員	「質疑・意見なし」
		それではお諮りいたします。議案第1号1 5 4 番から1 5 6 番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
議 長	委 員	〔賛成多数〕
		賛成多数により、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、1 5 4 番から1 5 6 番については原案のとおり決定いたしました。
		1 4 番委員は着席してください。
議 長	委 員	(1 4 番委員着席)
		次に、1 5 7 番の関係者、1 2 番委員の退席をお願いします。
議 長	委 員	(1 2 番委員退席)
		それでは、1 5 7 番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
議 長	委 員	「質疑・意見なし」
		それではお諮りいたします。議案第1号1 5 7 番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
議 長	委 員	〔賛成多数〕
		賛成多数により、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、1 5 7 番については原案のとおり決定いたしました。
		1 2 番委員は着席してください。

	委 員	(1 2 番委員着席)
議 長		次に、 1 5 8 番の関係者、 4 番委員の退席をお願いします。
	委 員	(4 番委員退席)
議 長		それでは、 1 5 8 番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	委 員	「質疑・意見なし」
議 長		それではお諮りいたします。議案第 1 号 1 5 8 番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員	[賛成多数]
議 長		賛成多数により、議案第 1 号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、 1 5 8 番については原案のとおり決定いたしました。 4 番委員は着席してください。
	委 員	(4 番委員着席)
議 長		次に、 1 5 9 番から 1 6 2 番につきましては、議事参与制限に、私が関係しておりますので、会長職務代理者の 5 番委員に議長を交代いたします。 (議長退席)
議 長（代理）		それでは、 1 5 9 番から 1 6 2 番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	委 員	「質疑・意見なし」
議 長（代理）		それではお諮りいたします。議案第 1 号 1 5 9 番から 1 6 2 番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員	[賛成多数]
議 長（代理）		賛成多数により、議案第 1 号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、 1 5 9 番から 1 6 2 番については原案のとおり決定いたしました。
議 長		(議長着席)

議案第 2 号	
議 長	次に、日程第 4、議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。 1 番から 3 番について説明をお願いします。 まずは、1 番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は、31 ページでございます。今月の申請件数につきましては、3 件となっております。 先般、各担当委員におきまして事前調査がなされ、現地調査報告書の 1 ページから 3 ページに調査書がございますので、ご審議の参考としてください。 それでは、1 番につきましてご説明いたします。 譲受人、加治木町木田在住の〇〇。譲渡人、加治木町反土在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町木田字東三本松〇〇番〇 畑 297 m²です。以上で 1 番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明の 1 番に関連して、7 番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	7 番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。平成 30 年 3 月 19 日譲受人宅を事務局員と訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。調査の結果、譲受人の耕作面積は約 50 a で水稻を作付けされています。申請地はきれいに整備されており、野菜等を作付けされるとのことでした。機械も完備しており、なんら問題はありませんでした。 当申請は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次の 2 番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、2 番につきましてご説明いたします。 譲受人、加治木町木田在住の〇〇。譲渡人、加治木町木田在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町木田字飯地〇〇番〇 田 640 m²です。以上で 2 番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明の 2 番に関連して、6 番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	6 番委員です。それでは、調査報告をいたします。平成 30 年 3 月 15 日譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。本人と息子が同席しました。譲受人の労働力と機械は、全てそろってい

議 長	ることを確認し、なんら問題はないと判断しました。労働力ですが、本人は自動車の整備もしていますが、申請地は自宅周辺であり立地条件として譲受人が耕作するのが適当と確信しました。 当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
事務局	次の3番について事務局の説明を求めます。 それでは、3番につきましてご説明いたします。 譲受人、鹿児島市在住の〇〇。譲渡人、千葉縣市原市在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、平松字桑原〇〇番〇 田 338㎡です。以上で3番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明の3番に関連して、1番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	1番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。平成30年3月16日に譲受人の委託を受けた行政書士から聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人は薩摩川内市で耕作しており、薩摩川内市農業委員会発行の耕作証明書が添付されていました。また、現在は鹿児島市に居住していますが、近く退職し、始良市へ居住されます。機械類は隣接地の兄弟宅で保管してもらうとのことです。申請地は管理されていました。 当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から3番について一括して質疑に入ります。 質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それではお諮りいたします。 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から3番については、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から3番については、原案のとおり決定いたしました。

		議案第3号	
議長		次に、日程第5、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。 1番から2番について説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。	
	事務局	議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてご説明申し上げます。 1番についてご説明申し上げます。 申請人は、加治木町仮屋町在住の〇〇。土地の所在は、加治木町小山田字永山〇〇番〇 田 439㎡です。農地区分は、土地改良事業はなし、農地の広がり10ha未満ですので、第2種農地と判断されます。 転用目的は、資材置場と駐車場です。申請理由は、ご本人が水道工事の仕事をされており、資材置場及び駐車場2台が必要であるためです。資金は造成を自分で行うため不要です。土地改良区等はなし。被害防除計画書の添付があります。以上です。	
議長		ただいまの説明の1番に関連して、8番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。	
	委員	8番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置は、竜門小学校から北に約1,300mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が田、南が田、北が宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。	
議長		2番について事務局の説明を求めます。	
	事務局	2番についてご説明申し上げます。 申請人は、西餅田在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字堀込〇〇番〇畑 108㎡、〇〇番〇 畑 156㎡、合計2筆の264㎡です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は、宅地拡張と道路です。申請理由は、宅地拡張及び道路として利用するためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。前筆は隣接地〇〇番〇 宅地 289㎡、〇〇番〇 宅地 4.61㎡と一体利用し、全事業面積は401.61㎡です。もう一筆は隣接地〇〇番〇 宅地 141㎡と一体利用し、全事業面積は297㎡です。また、議案	

議案第 3 号

1 番から 2 番について説明をお願いします。

事務局

議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてご説明申し上げます。

申請人は、加治木町仮屋町在住の〇〇。土地の所在は、加治木町小山田字永山〇〇番〇 田 439㎡です。農地区分は、土地改良事業はなし、農地の広がり10ha未満ですので、第2種農地と判断されます。

議長

ただいまの説明の 1 番に関連して、8 番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。

8番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置は、竜門小学校から北に約1,300mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が田、南が田、北が宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。

2番について事務局の説明を求めます。

2番についてご説明申し上げます。

転用目的は、宅地拡張と道路です。申請理由は、宅地拡張及び道路として利用するためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。前筆は隣接地〇〇番〇 宅地 289㎡、〇〇番〇 宅地 4.61㎡と一体利用し、全事業面積は401.61㎡です。もう一筆は隣接地〇〇番〇 宅地 141㎡と一体利用し、全事業面積は297㎡です。また、議案

議 長	第4号12番から15番の隣接地です。以上です。
委 員	ただいまの説明の2番に関連して、4番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 4番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、始良小学校から東に約400mの位置です。被害防除の現況は、東が畑、西が宅地、南が宅地、北が畑です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	これより、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、1番から2番について質疑に入ります。 質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それではお諮りいたします。 議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、1番から2番について、原案のとおり意見決定及び許可決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	[賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番から2番は、原案のとおり意見の決定及び許可が決定いたしました。 ————— 議案第4号 —————
議 長	次に、日程第6、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。 1番から17番について説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてご説明申し上げます。 1番についてご説明申し上げます。 譲受人、霧島市の有限会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人、加治木町反土在住の〇〇。土地の所在は、加治木町木田字東中道〇〇番〇 田 405㎡です。権利内容は、所有権移転です。農地区分は、都市計画内の

議 長 委 員	用途が第一種住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は、宅地造成です。申請理由は、宅地分譲1区画を建設するためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区の意見書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。以上です。 ただいまの説明に関連して、7番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 7番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、みろく交差点から南に約50mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長 事務局	次の2番について事務局の説明を求めます。 2番についてご説明申し上げます。 譲受人、加治木町西別府在住の〇〇。譲渡人、加治木町西別府在住の〇〇。土地の所在は、加治木町西別府字白木山〇〇番〇 畑 146㎡、〇〇番〇 畑 196㎡、合計2筆の342㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、土地改良事業なし、農地の広がり10ha以上で、農用地区域内農地です。農業用施設の場合は、農振農用地の利用目的を農地から農業用施設に変更すれば、農用地区域内でも転用は可能となります。現在、市農政課に申請中です。 転用目的は、堆肥・機械置場です。申請理由は、自宅に隣接し原野の状態でも衛生的にもよくないので、譲り受け、堆肥・機械置場として使用したいためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。農用地区域ですので、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。以上です。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、3番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 3番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、農用地区域内農地であるが、利用目的にそった転用に該当するため問題なし。申請地の位置は、加治木産業から北西に約200mの位置です。被害防除の現況は、東が畑、西が道路、南が道路、北が道路です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調

議 長 事務局	査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長 委 員	次の3番について事務局の説明を求めます。 3番についてご説明申し上げます。 譲受人、加治木町反土在住の〇〇。譲渡人、上名在住の〇〇。土地の所在は、上名字石峯〇〇番〇 畑 404㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、土地改良事業なし、農地の広がり10ha未満ですので、第2種農地と判断されます。 転用目的は、山林です。申請理由は、すでにクヌギが植林しており、山林として使用するためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。始末書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。隣接地〇〇番〇 原野 64㎡と一体利用し、全事業面積は468㎡です。追認のため県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。以上です。
議 長 事務局	ただいまの説明に関連して、13番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 13番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置は、坂ノ口公民館から北に約50mの位置です。被害防除の現況は、東が道路、西が河川、南が山林、北が畑です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長 事務局	次の4番について事務局の説明を求めます。 4番についてご説明申し上げます。 譲受人、瀬戸内町在住の〇〇。譲渡人、東餅田在住の〇〇。土地の所在は、宮島町〇〇番〇 畑 373㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第2種住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は、駐車場です。申請理由は、住宅地域で駐車場が不足しているため、将来の生活設計を考え、月極駐車場を建設するためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、2番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議 長	委 員 2 番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第 3 種農地で問題なし。申請地の位置は、始良公民館から南東に約 1 0 0 m の位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性は、自己資金証明も融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	事務局 次の 5 番について事務局の説明を求めます。 5 番についてご説明申し上げます。 譲受人、鹿児島市在住の〇〇。譲渡人、鹿児島市在住の〇〇。土地の所在は、永池町〇〇番〇 畑 3 1 4 m²です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第二種中高層住居専用地域内にある農地ですので、第 3 種農地と判断されます。 転用目的は、一般住宅 1 棟の建築面積 1 0 9 . 3 m²です。申請理由は、学校も近く、生活環境が整っているため、一般住宅を建築するためです。資金は融資で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害除計画書の添付があります。以上です。
議 長	委 員 ただいまの説明に関連して、1 番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 1 番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第 3 種農地で問題なし。申請地の位置は、永池公園から東に約 5 m の位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が市道、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	事務局 次の 6 番について事務局の説明を求めます。 6 番についてご説明申し上げます。 譲受人、加治木町木田在住の〇〇。譲渡人、鹿児島市在住の〇〇。土地の所在は、西宮島町〇〇番〇 畑 2 6 8 m²です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が準住居地域内にある農地ですので、第 3 種農地と判断されます。 転用目的は、店舗兼事務所 1 棟の建築面積 4 5 . 3 1 m²です。申請理由は、市街地中心の住居地域で、不動産事務所を開設するためです。資金は融資で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。

議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、2番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
議 長 事務局	2番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、始良小学校から北東に約400mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が宅地、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。 次の7番について事務局の説明を求めます。
議 長 委 員	7番についてご説明申し上げます。 譲受人、霧島市在住の〇〇。譲渡人、加治木町木田在住の〇〇。土地の所在は、加治木町木田字古川〇〇番〇 田 365㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第二種中高層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は、一般住宅1棟の建築面積106.85㎡です。申請理由は、アパート住まいのため、自宅を建築するためです。資金は融資で対応し、土地改良区の意見書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。以上です。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、7番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 7番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、加治木中央交番から南西に約50mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が田、南が農道、北が宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長 事務局	次の8番について事務局の説明を求めます。 8番についてご説明申し上げます。 譲受人、大山在住の〇〇。譲渡人、東京都武蔵野市在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字馬場尻〇〇番〇 畑 244㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第二種中高層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は、一般住宅1棟の建築面積104.34㎡です。申請理由

議 長	は、子どもの成長に伴い手狭になったため、居宅を建築したいためです。資金は融資で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。
委 員	ただいまの説明に関連して、２番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 ２番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第３種農地で問題なし。申請地の位置は、五社神社から北に約１５０ｍの位置です。被害防除の現況は、東が畑、西が市道、南が畑、北が宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次の議案に入る前に休憩といたします。 (休憩)
議 長	時間になりましたので、議事を再開したいと思います。 次の９番について事務局の説明を求めます。
事務局	９番についてご説明申し上げます。 借人、鹿児島市在住の〇〇。貸人、平松在住の〇〇。土地の所在は、平松字小新開〇〇番〇 田 ４０３㎡です。権利内容は使用貸借権です。農地区分は、都市計画内の用途が工業地域内にある農地ですので、第３種農地と判断されます。 転用目的は一般住宅１棟の建築面積１２３．１７㎡です。申請理由は、自己の永住用家屋の建築計画に至るためです。資金は融資で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、１番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	１番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第３種農地で問題なし。申請地の位置は、重富小学校から北東に約３００ｍの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が宅地、南が田、北が水路です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次の１０番について事務局の説明を求めます。

事務局 議 長 委 員	10番についてご説明申し上げます。 譲受人、鹿児島市の〇〇株式会社代表取締役〇〇。譲渡人、長崎市在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字室前〇〇番〇 畑 16㎡、〇〇番〇 田 493㎡、合計2筆の509㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第二種中高層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は宅地造成です。申請理由は、当地を宅地分譲の計画に至るためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。 ただいまの説明に関連して、1番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
議 長 事務局 議 長 委 員	1番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、県立始良高等技術専門学校から北に約150mの位置です。被害防除の現況は、東が畑、西が宅地、南が市道、北が市道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実です。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。 次の11番について事務局の説明を求めます。 11番についてご説明申し上げます。 譲受人、鹿児島市の〇〇株式会社代表取締役〇〇。譲渡人、三拾町在住の〇〇。土地の所在は、三拾町字櫻木〇〇番 田 809㎡、字無量田〇〇番 田 934㎡、字鏡田〇〇番 田 680㎡、合計3筆の2,423㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、地域区域の設定なし、土地改良事業もないので、第2種農地と判断されます。 転用目的は太陽光発電所です。申請理由は、太陽光発電所建設のためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。始末書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。追認のため県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。補足でご説明します。三拾町のメガソーラーになります。非農地通知済の農地でした。相続人の同意を得て、造成後に地目変更の登記をしようとしたましたが、法務局が現地を調査し、非農地でないと判断されたため、地目の変更登記ができなかったとのことです。以上です。 ただいまの説明に関連して、4番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 4番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第2

議 長	種農地であるが、その他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置は、始良西部森林組合から北に約500mの位置です。被害防除の現況は、東が雑種地、池、山、西が雑種地と里道、南が雑種地と山、北が雑種地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
事務局	次の12番について事務局の説明を求めます。
議 長	12番についてご説明申し上げます。 譲受人、始良市の〇〇株式会社代表取締役〇〇。譲渡人、西餅田在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字堀込〇〇番〇 畑 203㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は宅地造成です。申請理由は、申請地を取得して宅地分譲1区画に利用するためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。隣接地〇〇番〇 宅地 11.49㎡と一体利用し、全事業面積214.49㎡です。以上です。
委 員	ただいまの説明に関連して、4番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 4番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、始良小学校から東に約400mの位置です。被害防除の現況は、東が畑、西が畑、南が宅地、北が畑です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次の13番について事務局の説明を求めます。
事務局	13番についてご説明申し上げます。 譲受人、始良市の〇〇株式会社代表取締役〇〇、他1名。譲渡人、西餅田在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字堀込〇〇番〇 畑 156㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は道路です。申請理由は、申請地を取得して、道路に利用するためです。資金は自己資金及び融資で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。隣接地〇

議 長 委 員	○番○ 宅地 141㎡と一体利用し、全事業面積は297㎡です。以上です。 ただいまの説明に関連して、4番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
議 長 事務局	4番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。12番と同じ場所です。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、始良小学校から東に約400mの位置です。被害防除の現況は、東が畑、西が宅地、南が畑、北が畑です。申請実現の確実性は、自己資金証明と融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長 委 員	次の14番について事務局の説明を求めます。 14番についてご説明申し上げます。 譲受人、福岡県飯塚市在住の○○。譲渡人、西餅田在住の○○。土地の所在は、西餅田字堀込○○番○ 畑 25㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は宅地拡張です。申請理由は、申請地を贈与で受け宅地拡張するためです。資金は融資で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、4番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 4番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。こちら12番と同じ場所です。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、始良小学校から東に約400mの位置です。被害防除の現況は、東が畑、西が畑、南が宅地、北が畑です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長 事務局	次の15番について事務局の説明を求めます。 15番についてご説明申し上げます。 譲受人、平松在住の○○。譲渡人、西餅田在住の○○。土地の所在は、西餅田字堀込○○番○ 畑 330㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。

議 長	転用目的は一般住宅1棟の建築面積108.31㎡です。申請理由は、申請地を取得し一般住宅を建築するためです。資金は融資で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。隣接地〇〇番〇 宅地 0.83㎡と一体利用し、全事業面積は330.83㎡です。以上です。
委 員	ただいまの説明に関連して、4番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 4番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。こちらも前の3つの議案と同じ住宅地です。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、始良小学校から東に約400mの位置です。被害防除の現況は、東が畑、西が畑、南が宅地、北が畑です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	事務局 次の16番について事務局の説明を求めます。 16番についてご説明申し上げます。 譲受人、霧島市の〇〇株式会社代表取締役〇〇。譲渡人は2名で、加治木町日木山在住の〇〇。土地の所在は、加治木町反土字口ノ町〇〇番〇 田 678㎡、〇〇番〇 田 368㎡です。譲渡人、松原一丁目在住の〇〇。土地の所在は、加治木町反土字口ノ町〇〇番〇 田 136㎡です。合計3筆の1, 182㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第二種中高層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は資材置場・駐車場・事務所1棟の建築面積69.56㎡です。申請理由は、事業拡大のため、資材置場・駐車場・事務所を新設したいためです。資金は自己資金で対応し、水利組合の意見書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、3番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 3番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、高速管理事務所から北東に約100mの位置です。被害防除の現況は、東が川と宅地、西が宅地、南が宅地、北が田です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	

事務局	次の１７番について事務局の説明を求めます。 １７番についてご説明申し上げます。 借人、豊留在住の〇〇。貸人、豊留在住の〇〇。土地の所在は、豊留字貝柄下〇〇番 田 １，２４６㎡の内８３０㎡です。権利内容は賃借権です。農地区分は、土地改良事業はありませんが、農地の広がり１０ha以上ですので、第１種農地と判断されます。 転用目的は自動車展示場です。申請理由は、申請地を借り受けて自動車展示場を経営したいためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。第１種農地ですので、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。以上です。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、４番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 ４番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第１種農地であるが、第１種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当するため問題なし。申請地の位置は、豊留橋から南東に約２００mの位置です。被害防除の現況は、東が田、西が水路と道路、南が県道、北が畑です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長 委 員	調査員の皆さん、ご苦労様でした。 これより、議案第４号農地法第５条の規定による許可申請の処分決定について、１番から１７番までについて一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。 [質疑・意見なし]
議 長 委 員 議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第４号農地法第５条の規定による許可申請の処分決定についての１番から１７番までについて原案のとおり、意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。 [賛成多数] 賛成多数により、議案第４号農地法第５条の規定による許可申請の処分決定についての１番から１７番について、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。なお、県農業委員会ネットワーク機構の決議

議 長 事務局	に該当する案件については意見聴取いたします。 _____ 議案第 5 号 _____ 次に、日程第 7、議案第 5 号農地の利用目的変更願について議題に供します。 1 番から 2 番について説明をお願いします。 まずは、1 番について、事務局の説明を求めます。
議 長 委 員	それでは、議案第 5 号農地の利用目的変更願についてご説明申し上げます。 1 番についてご説明申し上げます。 申請人、蒲生町北在住の〇〇。所有者も同一です。土地の所在は、蒲生町北字椎ヶ丸〇〇番 田 9 3 7 m²です。農地区分は、土地改良事業なし、農地の広がりか 1 0 h a 未満ですので、第 2 種農地と判断されます。変更後の使用目的は、盛土をして畑です。申請理由は、ビワ、梅、みかん等の果樹を栽培したいためです。被害防除計画書の添付があります。以上です。
議 長 事務局	ただいまの説明に関連して、1 0 番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 1 0 番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第 2 種農地です。申請地の位置は、北上公民館から南東に約 3 0 0 m の位置です。被害防除の現況は、東が田、西が田と道路、南が山、北が里道です。何年か前に山が崩れて水田が埋まったところで、水田に戻せないで、盛土をして畑にし、果樹を植えたいということです。申請実現の確実性は、盛土をして畑に利用するため確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、現地調査委員としましては承認意見であります。以上です。
議 長 事務局 議 長	次の 2 番について事務局の説明を求めます。 2 番についてご説明申し上げます。 申請人、蒲生町上久徳在住の〇〇。所有者、申請人の亡き妻〇〇。土地の所在は、蒲生町下久徳字堤田〇〇番 田 4 3 9 m²、〇〇番 田 4 3 2 m²、合計 2 筆の 8 7 1 m²です。農地区分は、土地改良事業はありませんが、農地の広がりか 1 0 h a 以上ですので、第 1 種農地と判断されます。変更後の使用目的は、盛土をして畑です。申請理由は、家庭菜園として耕作したいためです。被害防除計画書の添付があります。以上です。 ただいまの説明に関連して、1 0 番推進委員に調査の結果並びに補足

議 長	委 員	説明をお願いします。
		10番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第1種農地です。申請地の位置は、下久徳いきいき交流センターから東に約200mの位置です。被害防除の現況は、東が田、西が宅地、南が農道、北が田です。申請実現の確実性は、家庭菜園をするため盛土をして畑にするため確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、現地調査委員としましては承認意見であります。以上です。 これより、議案第5号農地の利用目的変更願についての1番から2番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。 11番推進委員。
議 長	委 員	11番推進委員です。2番について、現地調査報告書に土地改良区の区域外としていますが、区域内です。意見書を提出していませんので、不備となります。
	事務局	事務局。
	事務局	改良区は手続き中と聞いています。
	委 員	申請書類がそろってからというのが通常ではないのですか。土地改良区には申請がありません。
	事務局	4・5条は農地法にあるので必須ですが、利用目的変更願や非農地証明願は申請人にしていただいています。申請されていないのであれば、土地改良区からの意見書の提出を受けて許可という条件つきでの承認というのはいかがですか。
	委 員	申請人から事前に相談があり、近辺の方に意見を聞いて了承されているので、土地改良区の意見書の提出を条件にして承認でよいと思います。 それではお諮りいたします。議案第5号農地の利用目的変更願についての1番から2番について、2番については、土地改良区の意見書の提出を条件につけ、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。 [賛成多数]
議 長	委 員	賛成多数により、議案第5号農地の利用目的変更願についての1番から2番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。
議 長		_____ 議案第6号 _____

議 長 事務局	次に、日程第 8、議案第 6 号非農地証明願について議題に供します。 1 番から 2 番について説明をお願いします。 まずは、1 番について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第 6 号非農地証明願についてご説明申し上げます。 1 番についてご説明申し上げます。 申請人、加治木町木田在住の〇〇。所有者も同一です。土地の所在は、加治木町木田字飯地〇〇番〇 田 2 1 6 m²です。農地区分は、農地の広がり 1 0 h a 未満ですので、第 2 種農地と判断されます。変更年月日は平成 1 4 年 3 月です。現況は宅地です。申請理由は平成 1 4 年より工業敷地の一部となったためです。以上です。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、3 番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 3 番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第 2 種農地です。申請地の位置は、木田簡易郵便局から北に約 8 0 0 m の位置です。現況は、申請のとおり工場となつてから、約 1 6 年程度たっていると認められる。周囲の現況は、東が宅地、西が宅地、南が工場、北が田です。非農地として認定するやむを得ない理由は、地目変更登記を行っておらず、1 6 年程度たっているのやむを得ないものと認める。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、現地調査委員としましては承認意見であります。以上です。
議 長 事務局	次の 2 番について、事務局の説明を求めます。 2 番についてご説明申し上げます。 申請人、東京都町田市在住の〇〇。所有者、亡〇〇。所有者に子どもがいなかったため、姪が申請をしています。土地の所在は、池島町〇〇番〇畑 2 9 1 m²です。農地区分は、都市計画内の用途が第二種中高層住居専用地域内にある農地ですので、第 3 種農地と判断されます。変更年月日は平成 4 年 4 月です。現況は宅地です。申請理由は土地区画整理法により整地され、平成 4 年 4 月から住宅地として利用しているためです。以上です。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、1 番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 1 番委員です。それでは、調査報告をいたします。申請地は、土地区画整理法により整備され、平成 4 年より住宅地として使用している土地です。所有者が死亡し、相続の手續中に農地であることが判明し、申請するものです。農地区分は、第 3 種農地です。申請地の位置は、池島公

	民館から北西に約50mの位置です。現況は、申請のとおり宅地となつてから、約26年程度たっていると認められる。周囲の現況は、東が宅地、西が畑、南が市道、北が宅地です。非農地として認定するやむを得ない理由は、すでに宅地となつて26年が経過しており、やむを得ないものと認める。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、現地調査委員としましては承認意見であります。以上です。
議 長	これより、議案第6号非農地証明願についての1番から2番について一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それではお諮りいたします。議案第6号非農地証明願についての1番から2番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委 員	[賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第6号非農地証明願についての1番から2番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。
	————— 議案第7号 —————
議 長	次に、日程第9、議案第7号農地あっせん申出（売渡希望）について議題に供します。 1番から2番について説明をお願いします。 まずは、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第8号農地あっせん申出（売渡希望）についてご説明いたします。総会資料は、40ページでございます。今月の申請につきましては、2件となっております。参考資料につきましては、99ページから100ページになりますので、ご審議の参考としてください。 それでは、1番をご説明いたします。内容につきましては、売渡です。土地の所在が、蒲生町上久徳字梅ケ丸〇〇番〇 田 1,840㎡です。申請人は、鹿児島市在住の〇〇。譲渡希望価格は、農業委員会一任となっています。 続きまして、2番をご説明いたします。内容につきましては、売渡です。土地の所在が、蒲生町西浦字上宮田〇〇番 田 257㎡、字九枚田〇〇番〇 田 894㎡です。申請人は、蒲生町西浦在住の〇〇。譲渡希望価格は、農業委員会一任となっています。なお、近接地である農用地区域外の〇〇番〇 田 152㎡も一緒に売渡をしたいとのことであります。以上、議案第7号の説明を終わります。

議 長		これより、議案第7号1番から2番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	委 員	「質疑・意見なし」
議 長		それではお諮りいたします。議案第7号農地あっせん申出（売渡希望）についての1番から2番について、原案のとおり受理することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
	委 員	〔賛成多数〕
議 長		賛成多数により、議案第7号農地あっせん申出（売渡希望）についての1番から2番については、原案のとおり受理することに決定いたしました。 次に、ただいま承認された議案第7号のあっせん申出に係わる地区あっせん委員の選出について協議していただきます。 各地区それぞれの委員の中から選出していただきたいと思います。 自薦他薦いずれでもよろしいです。 7番委員。
	委 員	7番委員です。2番について担当します。
議 長		ありがとうございます。他にございませんか。 事務局案を読み上げます。 議案第8号農地あっせん申出（売渡希望）についての、1番については、10番委員、5番委員、11番推進委員に、2番については、7番委員、12番推進委員、9番推進委員にお願いしたいと思います。 事務局案でよろしいでしょうか。
	委 員	「はい」
議 長		それでは、担当になられた委員の方々は、よろしくお願いいたします。 ————— 議案第8号 —————
議 長		次に、日程第10、議案第8号農地あっせん申出（借受希望）について議題に供します。 1番について事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、議案第7号農地あっせん申出（借受希望）についてご説明いたします。総会資料は、41ページでございます。今月の申請につきましては、1件となっております。参考資料につきましては、101ページから102ページになりますので、ご審議の参考としてください。

議 長	それでは、1 番をご説明いたします。内容につきましては、借受です。申請者は、霧島市在住の〇〇。希望地区は、加治木町小山田・日本山のそれぞれ北部。希望面積は、3, 0 0 0 m²の畑で、白菜・大根等を予定しています。希望期間は3年。希望小作料は標準額となっています。以上、議案第8号の説明を終わります。
委 員	これより、議案第8号1 番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。 1 2 番委員。
議 長 事務局	1 2 番委員です。希望地区が加治木町小山田と日本山となっています。現在所有している農機具は、軽トラックもなくトラクターをリースです。また、申請者の住所は楠原から3 0 分以上はかかります。小山田地区を重点的に探したほうがいいのではないかという意見です。 事務局。 1 2 番委員もおっしゃるとおり、申請者も住所から、第1 希望は小山田です。あとは環境が整っているということで楠原ももしあればというお話を受けています。ご本人も小山田を希望されているのでそちらを重点的に探していきたいと思います。以上です。
議 長 委 員	1 番委員。 1 番委員です。第9号議案にも関係すると理解します。新規就農者が借受によって3, 0 0 0 m²をクリアし、有機農業をしたいという青年がいれば、非常にありがたいことです。新規就農者がいきなり3, 0 0 0 m²を借りて農業をしたいという事案ですか。
議 長 事務局	事務局。 申請者は、一気に3, 0 0 0 m²ということではなくて、小さい面積の借受ができればそこから始めたいということです。最終的に3, 0 0 0 m²に広げたいという希望です。
議 長 委 員	他にございませんか。 それではお諮りいたします。議案第8号農地あっせん申出（借受希望）についての1 番について、原案のとおり受理することに賛成の委員は、挙手をお願いします。 [賛成多数] 賛成多数により、議案第8号農地あっせん申出（借受希望） についての

議 長	1 番については、原案のとおり受理することに決定いたしました。 次に、ただいま承認された議案第 8 号のあっせん申出に係わる地区あっせん委員の選出について協議していただきます。 各地区それぞれの委員の中から選出していただきたいと思います。 自薦他薦いずれでもよろしいです。
委 員	「意見なし」
議 長	いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。 議案第 8 号農地あっせん申出（借受希望）についての、1 番については、1 2 番委員、5 番推進委員にお願いしたいと思います。 事務局案でよろしいでしょうか。
委 員	「はい」
議 長	それでは、担当になられた委員の方々は、よろしくお願いいたします。 ————— 議案第 9 号 —————
議 長	次に、日程第 1 1、議案第 9 号農地法第 3 条にかかる下限面積の設定について議題に供します。 事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 9 号農地法第 3 条に係る下限面積の設定についてご説明します。資料は総会資料の 4 2 ページから 4 3 ページになりますので、審議の参考にしてください。 本案件の農地法第 3 条に係る下限面積の設定につきましては、平成 2 1 年 1 2 月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部または一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を農地法第 3 条第 2 項第 5 号の下限面積として設定できるようになったことと、農業委員会の適正な事務実施についてが、平成 2 2 年 1 2 月 2 2 日付けで一部改正され、農業委員会は毎年、下限面積の設定又は修正の必要性について検討することとしています。 このことに基づいて、今回、検討した結果、農林水産省令で定める農地法施行規則第 1 7 条第 1 項別段の面積の基準も満たしていることから、平成 3 0 年度の下限面積についても、現行どおり 3 0 a に設定したいと考えます。 なお、農林水産省令で定める農地法施行規則第 1 7 条第 1 項別段の面積の基準については、4 3 ページの参考資料をご覧ください。 参考までに、本市における 3 0 a 未満の農地所有者は経営者も含めて、全農地所有者 8, 5 8 0 名の内 6, 7 1 9 名で、全体の 7 8 パーセント

	を占めており、農地法施行規則第17条第1項別段の面積の基準の要約の3番にある基準、定めようとする面積未満の農地所有者（経営者も含む）の数が、総数の100分の40を超えております。また、下限面積を現行よりも低く設定した場合、農地以外の利用を目的とした農地の先行取得に繋がることも懸念されることから平成30年度の下限面積についても30aが妥当と思われます。以上で、議案第9号の説明を終わります。
議 長	それでは、質疑に入ります。 ただいまの事務局の説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。 1番委員。
委 員	1番委員です。先月、ふるさと移住定住促進条例に係る下限面積について、1㎡という基準を設けた経緯があります。鹿児島市が20a、霧島市が20aということです。先ほどの議案第8号でもあったように、できれば小面積から農業を始めたいという方もいます。今回は30aでもいいとして、1年間検討して下げてよいのではないかと思います。
議 長	事務局。
事務局	ただ今、1番委員がおっしゃるとおり、農業委員会の必須業務である新規就農の推進というものがあります。新規就農されたい方には、30aという面積が高いハードルになることも考えられます。今の30aから仮に20aに下げた場合に、農地利用の目的以外で先行取得をしてすぐ転用をする、開発につながるというのも懸念されるところです。30年度までは30aで設定をし、1年間かけて意見交換会等でも検討していただきたい。20a未満の農地所有者は経営者も含めて、全農地所有者8,580名の内5,857名で、全体の68パーセントを占めており、基準は満たしています。農業委員会は、農地を守らなければならない立場ですので、先行取得の懸念もあり、今回は30aで提案をしました。
議 長	他にございませんか。 それでは、お諮りいたします。 議案第9号農地法第3条にかかる下限面積の設定について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	[賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第9号農地法第3条にかかる下限面積の設定については原案のとおり決定いたしました。

農地あっせんの経過報告	
議 長	次に、日程第 1 2、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。 まず、事務局からの報告をお願いします。
事務局	それでは、農地あっせんの経過報告をいたします。資料の 1 ページをご覧ください。 9 番につきましては、貸付としての申請から 3 年以上経過しておりますので、先般期間満了に伴う通知を出しております。こちらにつきましては、期間満了で終了となります。 続きまして、3 ページをご覧ください。2 9 番につきましては、購入希望者が決まりましたので、1 1 月にあっせん会議を予定いたしております。3 0 番につきましては、購入希望者があり、3 条申請での購入を検討したいとのことで、所有者と当人同士で交渉中でございます。3 3 番につきましては、貸付としての申請から 3 年以上経過しておりますので、先般期間満了に伴う通知を出しております。こちらにつきましては、期間満了で終了となります。以上で報告を終わります。
議 長	あっせん委員から、何か報告等ございませんか。 1 2 番委員。
委 員	1 2 番委員です。4 2 番の〇〇さんですが、前もあっせんをしましたが、経営がうまくいったらということで、いつ頃になったらあっせんをしていいのかを聞いてほしいです。
議 長	事務局。
事務局	〇〇さんについては、事務局より今後どうされたいのか確認をします。
議 長	他にございませんか。 それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。
農用地利用集積計画合意解約	
議 長	次に、日程第 1 3、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告をいたします。3 月は、5 件が提出されております。内容につきましては、別紙、合意解約（3 月分）をのちほどご確認ください。こちらにつきましては、議決不要案件となっておりますのでご理解よろしくをお願いいたします。以

議 長	上で報告を終わります。
委 員	ただ今の事務局説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。
議 長	「質問・意見なし」 それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。 _____ その他 _____
議 長	それでは日程 1 4、その他でございますが、委員の方から何かございませんか。 1 2 番委員。
委 員	○和解仲介の対応確認
議 長	2 番推進委員。
委 員	○住吉地区の圃場整備の状況報告と認定農業者の紹介依頼
議 長	1 2 番委員。
委 員	○農業者年金加入推進グループの報告と加入推進のお願い
議 長	農業者年金や農業新聞の推進もよろしくをお願いします。 他にございませんか。 それでは、以上で、本日の議案の審議ならびに、報告事項はすべて終了いたしました。 事務局から何かありますか。
事務局	○農地中間管理事業についてお願い ○合同研修会について連絡 ○4 月総会の日程変更について連絡
議 長	他にございませんか。 それでは以上をもちまして、平成 2 9 年度第 1 2 回始良市農業委員会総会を閉会いたします。 〔閉会〕
事務局長	姿勢を正してください。 一同礼。

議事録署名委員

署名委員

署名委員
